ａ　試験品を設計上の最小曲げ半径に等しい半径をもつマンドレルに、巻きつけて解く操作を、両面に対し交互に３回繰り返す。ただし、設計上当該試験品が一方の面にだけ折り曲げる旨指定されている場合、その方向で６回繰り返すこととする。

ｂ　ホ(ﾛ)ａの操作を３回繰り返す。

ｃ　試験品を、相対湿度が80±５％、周囲温度が40℃±２℃の状態に置き、試験品に定格電圧に等しい電圧を１時間加え、１時間休止する操作を1,000回繰り返す。

ｄ　(ｲ)ａの(a)から(c)に示す手順を2,000回行う。

ｅ　試験品を水平に置き、定格電圧に等しい電圧を加え、発熱体の電極の内側から５㎜の位置に、45°の角度で刺した針と電極との間の電圧降下を測定し、次の式を用いて、ｂの試験で曲げた部分及びその他の６箇所以上の部分の電極接続部の電圧降下の平均電圧降下を求める。

$\Delta U = Um - 5Ur / d$

ΔUは、電極接続部の電圧降下とし、その単位をＶとする。

Umは、針と電極間の電圧降下とし、その単位をＶとする。

Urは、定格電圧とし、その単位をＶとする。

dは、電極の異極間の距離とし、その単位を㎜とする。

(ﾊ)　以下のａからｃまでの手順を行つたとき、ｃのいずれの抵抗値もｂの抵抗値の95％以上であること。

ａ　試験品をハ(ﾛ)における試験品の最高温度より５Ｋ高い温度に置く。

ｂ　２時間後に当該試験品の抵抗値を測定。

ｃ　その後3,000時間経過するまで、72時間以下の間隔で抵抗値を測定。

別表第八２(48)ヘに次のように加える。

(ﾄ)　電気冷房機であって、ＪＩＳ　Ｃ　4908（2007）に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

ａ　コンデンサーの不具合により、炎又は溶融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。

ｂ　隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50㎜を超えるもの。

ｃ　コンデンサーの外側表面から50㎜以内の隣接する非金属部がＪＩＳ　Ｃ　9335―１（2003）の附属書Ｅに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。

ｄ　コンデンサーの外側表面から50㎜以内の隣接する非金属部がＪＩＳ　Ｃ　60695―11―10（2006）の燃焼性分類においてＶ―１に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。

別表第八２(48)ヘ三十「脱水容量が５kg以下の電気脱水機にあつては」を「脱水機能を有する電気洗たく機及び電気脱水機にあつては」に改め、「ただし、」の下に「電気脱水機の」を加え、同表２(48)ヘに次のように加える。

(ﾇ)　電気洗たく機であつて、ＪＩＳ　Ｃ　4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

ａ　コンデンサーの不具合により、炎又は溶融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。

ｂ　隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50㎜を超えるもの。

ｃ　コンデンサーの外側表面から50㎜以内の隣接する非金属部がＪＩＳ　Ｃ　9335―１（2003）の附属書Ｅに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。

ｄ　コンデンサーの外側表面から50㎜以内の隣接する非金属部がＪＩＳ　Ｃ　60695―11―10（2006）の燃焼性分類がＶ―１に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。

別表第八２(50)ヘに次のように加える。

(ﾘ)　電気冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては、ＪＩＳ　Ｃ　4908（2007）に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

ａ　コンデンサーの不具合により、炎又は溶融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。

ｂ　隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50㎜を超えるもの。

ｃ　コンデンサーの外側表面から50㎜以内の隣接する非金属部がＪＩＳ　Ｃ　9335―１（2003）の附属書Ｅに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。

ｄ　コンデンサーの外側表面から50㎜以内の隣接する非金属部がＪＩＳ　Ｃ　60695―11―10（2006）の燃焼性分類がＶ―１に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。

(ﾇ)　電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であつて、電源に直接接続する差し込みプラグにあつては、次に適合すること。

ａ　コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、ＪＩＳ　Ｃ　2134（2007）に規定するＰＴＩが400以上であること。

ｂ　栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、ＪＩＳ　Ｃ　60695―２―11（2004）又はＪＩＳ　Ｃ　60695―２―12（2004）に規定する試験を試験温度750℃で行つたとき、これに適合するものであること。ただし、ＪＩＳ　Ｃ　60695―２―13（2004）に従つたグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。

別表第八２(60)ヘに次のように加える。

(ﾘ)　器体の内部配線であつて、可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において５秒間に１回の割合で20,000回（往復で１回とする。）折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30％以下であり、附表第三の２の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合し、かつ、各部に異状が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

別表第八２(69の３)ヘに次のように加える。

(ﾆ)　器体の内部配線であつて、可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において５秒間に１回の割合で20,000回（往復で１回とする。）折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30％以下であり、附表第三の２の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合し、かつ、各部に異状が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。